

平成28年度財政的援助団体等監査結果報告書の概要

1 監査の実施方法等

平成28年度財政的援助団体等監査は、北海道が補助金、交付金等の財政的援助を行っている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等のうち、道の財政的援助等に係る額や比率が高い団体、経常経費を援助するなど道の関与が高い団体を中心に149団体を対象として、実地監査又は書面監査により、道の財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかなどについて、平成29年6月から平成30年2月までの間に実施しました。

2 監査の結果

是正又は改善を求めた団体等（道の部局を含む）は21団体等であり、その内容は、指摘事項3件、指導事項24件、検討事項2件となっています。

〔指摘事項及び検討事項の主な内容等〕

区 分	主 な 内 容
指摘事項	<p>〔事業の執行について〕（報告書P3）            団体：地方独立行政法人北海道立総合研究機構            内容：循環資源利用促進重点課題研究開発事業費補助金において、補助対象としない経費を補助対象経費としたことから、補助金22万8,000円が過大となっていた。</p> <p>〔財産の管理について〕（報告書P3）            団体：地方独立行政法人北海道立総合研究機構            内容：団体が北海道から譲与を受けて保有する特許権について、これを維持するための特許料を納付しなかったことから権利が消滅しているものがあった</p> <p>〔会計処理などについて〕（報告書P3）            団体：学校法人釧路商専学園            内容：学校法人は、財務計算に関する書類については、財政及び経営の状況について真実な内容を表示しなければならないが、資金収支計算書等の決算額が総勘定元帳などの金額と一致していないものや貸借対照表に計上している資産、負債等を資金収支計算書の関連科目に計上していないもの、また、固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するものについては、減価償却を行わなければならないが、これを行っていないものがあり、会計処理が不適切なものとなっていた。</p>
検討事項	<p>〔補助事業により取得した財産について検討を求めたもの〕（報告書P5）            部局：保健福祉部            内容：介護サービス提供基盤等整備事業費補助金において、当該事業により取得した財産については、効率的な運用を図らなければならないが、交付基準額の算定に用いる介護施設等の定員数を超える購入備品について、補助対象経費として計上されているにもかかわらず、使用されずに保管されたままとなっていたことから、定員数に見合った備品整備の基準を明確にするよう検討する必要がある。</p> <p>〔補助対象者の要件確認について検討を求めたもの〕（報告書P6）            部局：農政部            内容：鳥獣被害防止総合対策事業補助金において、補助対象者である協議会の要件については、代表者の定めがあり、かつ、協議会としての意思決定の方法、事務処理及び会計処理の方法及び責任者、財産の管理方法、公印の管理及び公印の使用の方法及び責任者、内部監査の方法を明確にした組織の運営等に係る内容が記載された規約が定められていることとされているが、上記全ての内容を網羅的に定めていない協議会があることから、北海道告示等で示している協議会として定める事項について、適切な規約内容となるような方策を検討する必要がある。</p>